

## 阿賀野市条例第40号

### 阿賀野市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市子ども医療費助成に関する条例（平成16年阿賀野市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号及び第3号中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第7条第1項中「から次の各号に規定する一部負担金を控除した額」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「前項第3号に掲げる」を「入院の」に改め、同条第3項中「から第1項に規定する一部負担金を控除した額」を削り、同条第4項及び第5項を削る。

第8条ただし書中「、対象子どもが前条第4項に該当しない場合で」を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。